



発行 東京都

### 特定調達公告版

(この特定調達公告版に記載される入札公告、入札公示及び落札者等の公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を含みます。)

## 目 次

#### 資格の公示

- 第1号 競争入札参加者の資格に関する公示……………  
……………(財務局経理部契約第一課) …… 1
- 第2号 競争入札参加者の資格に関する公示(組合)  
……………(同) ……23
- 第3号 競争入札参加者の資格に関する公示(交通  
局)……………(交通局資産運用部契約課) ……26
- 第4号 競争入札参加者の資格に関する公示(交通  
局・組合)……………(同) ……26
- 第5号 競争入札参加者の資格に関する公示(水道  
局)……………(水道局経理部契約課) ……26
- 第6号 競争入札参加者の資格に関する公示(水道  
局・組合)……………(同) ……27
- 第7号 競争入札参加者の資格に関する公示(下水

- 道局)……………(下水道局経理部契約課) ……27
- 第8号 競争入札参加者の資格に関する公示(下水  
道局・組合)……………(同) ……28

## 資格の公示

### 第1号 競争入札参加者の資格に関する公示

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成21年度及び平成22年度において、東京都(公営企業局を除く。)が発注する工事の請負契約並びに設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶(以下「船舶」という。)の製造及び修繕の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合を除く。)に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法について次のように定めた。

平成20年10月1日

東京都知事 石原慎太郎

#### 第1 用語の定義

この公示における用語の定義は、次による。

- 1 業種  
東京都が発注する建設工事等の種類について、別表3に定めたものをいう。
- 2 許可  
建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建設業の許可をいう。
- 3 経審

建設業法第27条の23第1項の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査をいう。

#### 4 競争入札参加資格

東京都が発注する建設工事等の競争入札に参加するための資格をいう。この競争入札参加資格は、申請者の施行能力に基づき、別表3に掲げた業種のうち業種番号01から業種番号10までについては、各業種の工事の発注標準金額に応じて等級を定め、併せて同一等級内において順位(以下「等級順位」という。)を定める。業種番号11以降の業種については、順位のみを定める。

競争入札参加資格を得た者は、東京都における建設工事等競争入札参加資格の有資格者として、競争入札参加有資格者名簿に登録する。

#### 5 申請

競争入札参加資格を得て、競争入札参加有資格者名簿に登録されることを目的として、申請を行うことをいう。

#### 6 格付

競争入札参加資格の等級順位又は順位、あるいはそれらを算出するための審査をいう。

#### 7 審査基準日

申請を行うに当たり、基準として定める日付をいう。申請は、申請日の内容によると定めた項目を除き、この審査基準日時点における内容で行わなければならない。  
(1) 経審を必要とする業種の申請をする者

申請時において有効な経審の審査基準日(平成20年4月1日付けで改正された基準の経審によるものとし、複数ある場合は審査基準日が直近のもの)と

する。

(2) 経審を必要としない業種のみを申請する者  
申請時直近の決算日(決算手続が終了している日付のもの)とする。

8 対象事業年度  
審査基準日前1年間の決算年度をいう。

9 継続申請者  
平成21・22年度建設工事等競争入札参加資格の申請者のうち、平成19・20年度建設工事等競争入札参加資格を有している者をいう。

10 新規申請者  
上記9以外の者をいう。

11 CORINS  
財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベースをいう。

12 資格有効期間  
平成21・22年度建設工事等競争入札参加資格審査結果通知書に記載された適用年月日から平成23年3月31日までの期間とする。

第2 競争入札参加資格の申請  
申請は、次により行わなければならない。  
ただし、第4の競争入札に参加することができない者のうち、第4の1の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者は、申請を行うことができない。

1 申請者の区分  
申請を行うことができる者の区分は、次のとおりとする。

(1) 単体企業等  
個人又は法人(下記(3)の事業協同組合を除く。)

(2) 経常建設共同企業体  
資格有効期間を通じて有資格者が結成する共同企業体をいう。

(3) 事業協同組合  
中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に定める事業協同組合をいう。(事業協同組合の競争入札参加資格に関することは、第2号公示において定める。)

2 申請の条件  
申請の条件は、次のとおりとする。

(1) 業種ごとの条件  
申請時に、別表3に記載した申請に必要な条件を満たしていなければならない。  
なお、経審の審査結果については、審査基準日が申請日から1年7か月以内の有効なものでなければならない。また、申請に当たり必要とする経審の種類総合評定値(P)を有していなければならない。

(2) 経常建設共同企業体の申請条件  
経常建設共同企業体は、乙型のみ申請とし、これを結成して申請を行うことができる者は、主たる営業所を伊豆七島に置く者でなければならない。  
また、経常建設共同企業体として申請を行うことができる業種は、下記業種を除いた業種のうち、全ての構成員が単体として申請を済ませている業種でなければならない。  
なお、ひとつの経常建設共同企業体の構成員とな

った者は、他の経常建設共同企業体の構成員となつて申請を行うことはできない。

※ 経常建設共同企業体として申請ができない業種

| 業種番号 | 業種名  |
|------|------|
| 11   | 建築設計 |
| 12   | 土木設計 |
| 13   | 設備設計 |
| 14   | 測量   |
| 15   | 地質調査 |
| 17   | 船舶   |

その他、業種番号が99で始まる業種

(3) 同時に申請することができない業種  
次の表の左欄及び右欄に掲げる業種の組み合わせについては、同時に申請することができない。

|              | 左 欄<br>業種番号及び業種名 | 右 欄<br>業種番号及び業種名 |
|--------------|------------------|------------------|
| 組み合わせ<br>その1 | 07 建築工事          | 08 電気工事          |
|              | 29 コンクリートプレハブ    | 09 給排水衛生工事       |
|              | 30 鉄骨プレハブ        | 10 空調工事          |
| 組み合わせ<br>その2 | 01 道路舗装工事        | 31 ひき家・解体        |
|              | 02 橋りょう工事        | 37 一般塗装          |
|              | 03 河川工事          | 38 橋りょう塗装        |
|              | 04 水道施設工事        | 11 建築設計          |
|              | 05 下水道施設工事       | 12 土木設計          |
|              | 06 一般土木工事        | 13 設備設計          |
|              |                  | 14 測量            |
|              |                  | 15 地質調査          |

|    |         |
|----|---------|
| 07 | 建築工事    |
| 08 | 電気工事    |
| 09 | 給排水衛生工事 |
| 10 | 空調工事    |

第3 申請期間及び申請方法

1 申請期間及び方法

平成21・22年度建設工事等競争入札参加資格の申請をする者は、次に定める期間(東京都の休日に関する条例(平成元年条例第10号)第1条に規定する東京都の休日を除く)の午前9時から午後6時までの間に、インターネットを利用して下記ホームページ(東京都電子調達システム)にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力の上、送信しなければならない。

<http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/>

(1) 単体企業等

- ア 平成20年12月1日から平成20年12月25日まで
- イ 平成21年1月5日から平成21年1月30日まで

(2) 経常建設共同企業体

平成21年1月19日から平成21年1月30日まで  
 なお、経常建設共同企業体については、構成員全てが競争入札参加資格の申請を終えた後でなければ、申請を行うことができない。

(3) 平成21年1月30日までに経審の総合評定値通知書の交付を受けたにもかかわらず、東京都電子調達システムへの経審データの取込みが間に合わなかったため、上記申請期間に申請ができなかった者又は申請内容の誤りを訂正する必要のある者等の特別申請の期間は次のとおりとする。

平成21年2月2日から平成21年2月20日まで  
 2 電子証明書の購入及び登録  
 申請にあたっては、事前に下記いずれかの電子認証サービスの電子証明書を購入し、東京都電子調達システムへ登録することを必要とする。

詳細については、上記ホームページの「資格審査」の「入札参加資格関係」を参照のこと。

- 日本電子認証株式会社「KeySignサービス」
- 株式会社帝国データバンク「TDB電子認証サービスSG」
- 電子認証登記所「商業登記に基づく電子認証制度」

3 申請時に使用できる漢字

申請に使用できる漢字は、J I S 第1水準及び第2水準とする。

申請内容(人名、法人名等を含む。)において、これ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて申請を行うこと。

4 必要書類の郵送

申請に当たり下記の区分に該当する場合は、送信後直ちにそれぞれに示した書類を財務局経理部契約第一課資格審査係あて郵送しなければならない。

なお、郵送書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。

| 区 分                     | 郵送書類                                      | 郵送期日(必着)               |
|-------------------------|---|------------------------|
| (1) 経審を必要としない業種のみを申請する者 | ア 継続申請者<br>・財務諸表(対象事業年度及び前対象事業年度の決算によるもの) | 平成21年1月30日<br>ただし、第3の1 |

|                               |  |                            |
|-------------------------------|--|----------------------------|
|                               | イ 新規申請者<br>・財務諸表(対象事業年度及び前対象事業年度の決算によるもの)<br>・登記簿謄本(発行日が申請日から3か月以内であるもの) | (3)の特別申請を行なった者は、平成21年2月20日 |
| (2) 上記(1)のうち、業種11(建築設計)を申請する者 | ・建築士事務所登録証明書   |                            |
| (3) 上記(1)のうち、業種14(測量)を申請する者   | ・測量業者登録証明書   |                            |
| (4) 経常建設共同企業体                 | ・共同企業体協定書  |                            |

郵送先  
 〒163-8001  
 新宿区西新宿二丁目8番1号  
 東京都財務局経理部契約第一課資格審査係

5 受付番号

申請を完了した者については、8桁の数字の受付番号を付す。

6 受付票の印刷

申請者は申請完了後、第3の1に記載したアドレスのホームページにアクセスし、建設工事等競争入札参

加資格受付票(以下「受付票」という。)を自ら印刷し、適用年月日以後使用することができる。

ただし、受付票に記載された必要な書類を裏面に貼付していないものは無効とする。

#### 7 申請期間内に申請を行わなかった場合

上記1に定める期間に申請を行わなかった者は、後日競争入札参加資格の登録申請を行うことができる。この申請を行うことのできる期間については、別途定める。

#### 第4 競争入札に参加することができない者

次に該当する者は、競争入札に参加することができない。(経常建設共同企業体において構成員が該当することとなった場合を含む。)

1 地方自治法施行令第167条の4第1項(同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。)

2 地方自治法施行令第167条の4第2項(同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、東京都の発注する契約の競争入札に参加できないこととされている者

3 競争入札参加資格の有資格者となった後に、申請に必要な条件を欠くこととなった者

#### 第5 競争入札参加資格の審査基準

##### 1 競争入札参加資格の等級順位又は順位の決定

競争入札参加資格は、申請者が申請した各業種ごとに審査を行い、各業種別に等級順位又は順位のみを定

める。

#### 2 等級区分と審査方法

##### (1) 等級区分

各業種における等級区分及び順位は、下記のとおりとする。

| 業種番号及び業種名  | 等級区分及び順位                           |
|--|------------------------------------|
| 01 道路舗装工事<br>02 橋りょう工事<br>03 河川工事<br>04 水道施設工事<br>05 下水道施設工事<br>06 一般土木工事<br>07 建築工事 | A B C D Eの5等級。<br>同一等級内において順位を定める。 |
| 08 電気工事<br>09 給排水衛生工事<br>10 空調工事   | A B C Dの4等級。<br>同一等級内において順位を定める。   |
| 上記以外の業種  | 等級を定めず、順位のみを定める。                   |

##### (2) 等級順位を決定する業種の審査方法

競争入札参加資格の審査は、各業種別に下記3に定める客観的審査事項及び主観的審査事項を用いて行う。

3(1)に定める方法により算出した客観等級及び3(2)に定める方法により算出した主観等級により、当該業種の競争入札参加資格の等級を決定する。客観等級と主観等級が一致した業種の等級は、その一致した等級とし、相違した場合は、いずれか低い方

を当該業種の等級とする。

ただし、下記(4)の救済措置と(5)の同時格付が適用となる場合は、救済措置、同時格付の順で適用の上、当該業種の等級を決定する。

同一等級内の順位については、3(1)で算出した客観点数の高いものを上位として順位を決定する。

##### (3) 順位のみを決定する業種の審査方法

上記(2)と同じ方法により等級の決定及び順位の決定を行った申請者を等級及び順位順に並べた後、等級と順位が最上位の者を1位として、等級は定めず降順に順位のみを定める。

##### (4) 救済措置(業種番号01から10までの業種に限る。)

継続申請者であって、平成21・22年度建設工事等競争入札参加資格として得た等級が、平成19・20年度建設工事等競争入札参加資格の等級よりも下位となる業種の等級については、業種番号01から10までの業種に限り、前回の当該業種の等級を今回の等級とする。ただし、次の条件を全て満たしていなければならない。

- ① 今回の等級が前回の等級の直近下位であること。
- ② 客観等級が前回の格付による等級と同等以上であること。

##### (5) 同時格付

下記の表の左右両欄の業種に申請をしている者の左欄の業種の競争入札参加資格の等級が、右欄の業種のうちで最も高い等級を有する業種のものよりも低い場合、左欄の業種の等級を右欄の業種の中で最も高い等級に一致させる。

|                         | 左 欄<br>業種番号及び業種名 | 右 欄<br>業種番号及び業種名   |
|-------------------------|------------------|--|
| 同時格付が適用される業種の組み合わせ(その1) | 06 一般土木工事        | 01 道路舗装工事<br>02 橋りょう工事<br>03 河川工事<br>04 水道施設工事<br>05 下水道施設工事 |
| 同時格付が適用される業種の組み合わせ(その2) | 03 河川工事          | 02 橋りょう工事  |

(6) 救済措置の適用者の順位

同一等級内での順位付けは、救済措置の適用がない者を上位の集団、適用がある者を下位の集団として区分して行う。下位の集団での最上位となった者の順位は、上位の集団で最下位となった者の次の順位とする。

(7) 同一客観点の申請者の順位決定

同一等級内において客観点と同じ点数となった申請者については、下記の優先順位により順位を決定する。

- ① 当該業種の年間平均完成工事(業務)高の高位順
- ② 自己資本額の高位順

※ これによっても同位となる場合は、競争入札参加資格の登録年度が古い者を上位とし、同年度の場合は、受付番号の数字が小さい者を上位とする。

(8) 等級順位等を得られない場合

主観的審査事項における最高完成工事(業務)経歴がない業種の競争入札参加資格については、無格付とし、等級順位等を与えない。

3 客観的審査事項及び主観的審査事項

(1) 客観的審査事項

下記により業種別に算出した客観点数を別表1「等級算定表」にあてはめ、客観等級を決定する。ただし、継続申請者で工事成績評定に基づく再審査の結果の適用期間にある者は、下記により客観点数の加算又は減算を行う。

| 工事成績総評定点 | 加算又は減算の点数 |
|----------|-----------|
| 80点以上    | 35点の加算    |
| 55点未満    | 35点の減算    |

ア 申請に経審を必要とする業種

別表3において、各業種の申請に当たり必要としている経審の総合評定値P点(申請に有効な審査結果が複数あるときは、直近のものとする。また、該当する業種が複数あるときは、最も高い点数のもの)を客観点数とする。

イ 申請に経審を必要としない業種及び経常建設共同企業体

下記4で定める経審を必要としない業種及び経常建設共同企業体の客観点数算出方法により算出した点数を客観点数とする。

(2) 主観的審査事項

下記アからウまでにより業種別に算出した主観点数を別表1「等級算定表」にあてはめ、主観等級を決定する。

ア 最高完成工事(業務)経歴

申請者は、下記の全ての条件を満たす過去の最高完成工事(業務)経歴を、発注者別(発注者区分は別表4のとおり)に申請するものとする。

条件

- ① 最高完成工事(業務)の内容が申請を行う業種に該当するものであること。
- ② 申請者が平成16年4月1日から平成21年3月31日まで(業種番号02橋りょう工事、03河川工事、19しゅんせつ埋立て、25地下鉄工事については平成14年4月1日から平成21年3月31日まで)の間に完成させたものであること(申請時に完成予定であるものを含む。ただし、申請後に予定どおり完成しなかった場合は、財務局経理部契約第一課資格審査係に直ちに申し出なければならない。)

なお、平成21・22年度の申請に当たっては、申請者の年度別受注動向及び経審改正に伴う客観点数の変動を考慮し、激変緩和措置として、平成14年4月1日から平成16年3月31日まで(業種番号02橋りょう工事、03河川工事、19しゅんせつ埋立て、25地下鉄工事については、平成12年4月1日から平成14年3月31日まで)の間に完成させたものを追加することとする。

- ③ 申請者が指定地域(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県及び群馬県。ただし、山梨県又は静岡県に主たる営業所を有する者は、この両県を加える。)内において完成さ

せたものであること。ただし、下記の業種については指定地域の条件を除外する。

|                   | 業種番号及び業種名        |
|-------------------|------------------|
| 指定地域内施行の条件を除外する業種 | 11 建築設計          |
|                   | 12 土木設計          |
|                   | 13 設備設計          |
|                   | 14 測量            |
|                   | 17 船舶            |
|                   | 19 しゅんせつ埋立て      |
|                   | 21 潜かん           |
|                   | 23 シールド工事        |
|                   | 24 推進工事          |
|                   | 25 地下鉄工事         |
|                   | 43 水門門扉          |
|                   | 45 水処理装置         |
|                   | 46 焼却設備          |
|                   | 52 計装装置          |
|                   | 53 沈砂池・沈殿池機械設備工事 |
|                   | 55 送風機機械設備工事     |
|                   | 56 ばっ気槽散気設備工事    |
|                   | 57 汚泥脱水設備工事      |
|                   | 58 消化槽機械設備工事     |
|                   | 59 ガス貯留設備工事      |
| 61 水道管更生工事        |                  |
| 62 石綿処理           |                  |
| 97 パイプライニング       |                  |
| 99(15) ろ過層処理      |                  |

④ 東京都又は他官公庁(別表4のとおり)と契約

した請負金額が2,500万円以上となる工事を申請する場合は、各業種別に定めたCORINSの工種(別表5「競争入札参加資格の業種とCORINSの工種の対応表」を参照)に登録されたものでなければならない。

なお、登録は受注時登録又は竣工時登録のいずれかにおいて登録があればよいものとする。

⑤ 建設共同企業体において施工した工事経歴により申請を行う場合は、請負金額に当該共同企業体の出資割合による比率を乗じた金額とすること。

⑥ 一件の最高完成工事(業務)を、複数の業種の最高完成工事(業務)経歴として申請することはできない。ただし、下記の表の左欄の業種に申請したものを右欄の業種の最高完成工事経歴として申請する場合又は⑦に該当する場合を除く。

| 左 欄<br>業種番号及び業種名 | 右 欄<br>業種番号及び業種名 |
|------------------|------------------|
| 23 シールド工事        | 04 水道施設工事        |
| 24 推進工事          | 05 下水道施設工事       |
|                  | 25 地下鉄工事         |

⑦ 複数の業種で構成された最高完成工事(業務)経歴で申請を行う場合は、当該工事(業務)の全体の施行金額の中で、申請する業種に該当する部分のみの金額を申請すること。この場合は、当該業種に該当する部分の施行金額を明らかにする積算内訳書等を提示できるようにしておかなければならない。ただし、当該業種の施行金

額が全体の50%(業種番号07の建築工事においては70%)を超えている場合は、当該施行案件を一つの業種の最高完成工事(業務)経歴として申請することを条件に、施行金額全額を最高完成工事(業務)経歴の金額として申請を行うことができる。

⑧ 単価契約等により、一定期間に同様の工事等を複数回に渡り施行した工事(業務)経歴により申請を行う場合は、一回当たりの支払いの最高金額により申請をしなければならない(期間満了後の総支払金額で申請してはならない。)。ただし、東京都水道局発注の単価契約による工事については、業種番号04の水道施設工事については500万円、業種番号09の給排水衛生工事については300万円を上限とする。

イ 主観点数

上記アにより発注者区別に申請した当該業種の最高完成工事(業務)経歴のうち、最も高額な金額(ただし、発注者区分が民間であるものについては2分の1を乗じた金額とする。)を当該業種の主観点数とする。

ただし、経常建設共同企業体においては、上記に該当する構成員の最高完成工事経歴のうち、最も高い金額に残る構成員の最高完成工事経歴のうち最も高い金額の2分の1を加算した金額又は当該経常建設共同企業体が申請した当該業種の最高完成工事経歴の金額の最も高いもののいずれか高い方の金額を主観点数とする。

ウ 主観点数加算率

下記の条件に該当する場合には、各条件別に記載した加算率により主観点数の加算を行う。  
 なお、複数の条件に該当した場合の主観点数への加算は、加算率を合計して行う。

| 主観点数加算条件 |  | 加算率 |
|----------|--|-----|
| 条件1      | 申請者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)で規定する中小企業であり、かつ、本店(主たる営業所)が東京都内にある場合(業種番号01道路舗装工事から業種番号10空調工事までの業種のみ適用)   | 20% |
| 条件2      | I S O(国際標準化機構)9000シリーズの9001の認証取得を得ている者で、認証取得後更新をしていない者(条件3に該当しない者)   | 3%  |
| 条件3      | I S O(国際標準化機構)9000シリーズの9001の認証取得を得た後、3年以上登録を継続し、1回以上の更新を行い、現在も登録をしている者   | 5%  |
| 条件4      | I S O(国際標準化機構)14000シリーズの14001、(財)地球環境戦略研究機関持続性センター認証のエコアクション21、有限責任中間法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証)、特定非営利活動法人K E S環境機構認証のK E S・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証)の認証取得を得ている者で、認証 | 3%  |

|     |  |    |
|-----|--|----|
|     | 取得後更新をしていない者(条件5に該当しない者)   |    |
| 条件5 | I S O(国際標準化機構)14000シリーズの14001、(財)地球環境戦略研究機関持続性センター認証のエコアクション21、有限責任中間法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証)、特定非営利活動法人K E S環境機構認証のK E S・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証)の認証取得を得た後、3年以上登録を継続し、1回以上の更新を行い、現在も登録をしている者 | 5% |

※ 条件2から5までのI S Oについては、財団法人日本適合性認定協会(以下「J A B」という。)又はJ A Bと相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証を、東京都と契約する営業所等において取得している場合とする。  
 また、エコアクション21、エコステージ、K E S・環境マネジメントシステム・スタンダードの各規格については、次の表に掲げるとおりとする。

|           |   |
|-----------|---|
| エコアクション21 | (財)地球環境戦略研究機関持続性センターの認証を取得していること。                     |
| エコステージ    | 有限責任中間法人エコステージ協会第三者評価委員会によるエコステージステージ2以上の認証を取得していること。 |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| K E S・環境マネジメントシステム・スタンダード | 特定非営利活動法人K E S環境機構又は特定非営利活動法人K E S環境機構と相互認証している審査登録機関によるステップ2以上の認証を取得していること。 |
|---------------------------|--|

4 経審を必要としない業種及び経常建設共同企業体の客観点数の算出方法

競争入札参加資格の申請を行った業種のうち、経審を必要としない業種及び経常建設共同企業体に関する客観点数は、下記の(1)から(5)により算出した点数を次の式にあてはめて得た点数とする。

客観点数  

$$= 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

(1) 完成工事(業務)高による点数(X1)

ア 単体企業等

当該業種の年間平均完成工事(業務)高の金額(2期平均か3期平均か選択)を、別表6「評点X1算出表」にあてはめて得た評点をX1とする。

イ 経常建設共同企業体

別表6「評点X1算出表」の業種グループ表において当該業種が含まれる業種グループにある全業種の年間平均完成工事(業務)高について、各構成員ごとに集計した金額を全構成員分合計し、その金額を評点X1算出表にあてはめて得た評点をX1とする。

(2) 自己資本額及び利益額(X2)

下記のX21とX22の点数の合計点数を2で除した

数値(小数点以下切り捨て)をX2とする。

ア 自己資本額点数(X21)

自己資本の額(=純資産合計の額)又は平均自己資本額(2期平均)を、別表7「(1)評点X21算出表」にあてはめて得た評点をX21とする。(経常建設共同企業体については、構成員の数値を合算して算出する。)

イ 平均利益額(X22)

下記の算式により計算した数値を、別表7「(2)評点X22算出表」にあてはめて得た評点をX22とする。(経常建設共同企業体については、構成員の数値を合算して算出する。)

利払前税引前償却前利益

= (営業利益+減価償却実施額)の2年平均の額

(3) 納税額(Y)

ア 単体企業等

対象事業年度の法人税(個人は所得税)の納税済額を別表8「評点Y算出表」にあてはめて得た評点をYとする。

イ 経常建設共同企業体

構成員の経審のY点の平均値とする。

(4) 技術職員数及び元請完成工事(業務)高(Z)

下記のZ1の点数に5分の4を乗じたものとZ2の点数に5分の1を乗じたものの合計した数値(小数点以下切り捨て)をZとする。

ア 技術職員数(Z1)

競争入札参加資格に申請を行った業種に従事する技術職員(直接的かつ恒常的に雇用している者)

の人数を技術職員数値とし、別表9「(1)評点Z1算出表」にあてはめて得た評点をZ1とする。

ただし、申請業種「船舶」及び「ろ過層処理」については、当該業種に従事する技術職員(直接的かつ恒常的に雇用している者)の人数に5を乗じた数値を技術職員数値とする。

また、経常建設共同企業体については、下記の数式に技術職員数(審査基準日の経営規模等評価結果通知書に記載されている当該申込業種に必要とされる建設業許可の人数を合算した数)を入れて計算した技術職員数値を、別表9「(1)評点Z1算出表」にあてはめて得た評点をZ1とする。

なお、1人の職員につき技術職員として申請できるのは2業種までとする。

技術職員数値

= 1級監理受講者数×6 + 1級技術者数×5 + 基幹技能者数×3 + 2級技術者数×2 + その他技術者数×1

※ 1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けているもの(ただし、直前5年以内に講習を受講したものに限る)。

※ 基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了したものの。

イ 元請完成工事高(Z2)

① 単体企業等

当該業種の直前2年又は3年の年間平均元請完成工事(業務)高の金額を、別表9「(2)評点

Z2算出表」にあてはめて得た評点をZ2とする。

ただし、直前2年平均又は直前3年平均の選択については、X1(完成工事高)の方法と同一でなければならない。

② 経常建設共同企業体

別表9「(2)評点Z2算出表」の業種グループ表において当該業種が含まれる業種グループにある全業種の年間平均元請完成工事(業務)高について、構成員ごとに集計した金額を全構成員分合計し、その金額を評点Z2算出表にあてはめて得た評点をZ2とする。

(5) その他社会性等(W)

下記の数式により算出した数値をWとする。

$W点 = (W1 + W2 + W3 + W4) \times 10$

ただし、経常建設共同企業体については、構成員の経審のW点の平均値とする。

ア W1は、別表10「評点W算出表」(1)により算出した数値とする。

イ W2は、別表10「評点W算出表」(2)により算出した数値とする。

ウ W3は、別表10「評点W算出表」(3)により算出した数値とする。

エ W4は、別表10「評点W算出表」(4)により算出した数値とする。

第6 無格付となった業種の競争入札参加資格

第5による審査の結果、無格付となった業種については、下記の競争入札に参加する資格を有するものとする。

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>(1) 1件の予定価格が500万円未満の工事の請負契約</p> <p>(2) 1件の予定価格が30万円未満の設計、測量及び地質調査の委託契約並びに船舶の製造及び修繕の請負契約</p> <p>第7 契約保証金の免除</p> <p>契約保証金は、競争入札参加資格の有資格者が、下記①の最高完成工事(業務)経歴を有するときには免除する。契約保証金を免除することのできる契約金額の上限は、①の最高完成工事(業務)経歴の金額及び②③の等級を別表2「契約保証金免除額対照表」にあてはめ、これら①②③のうち最も低いものに対応する金額とする。ただし、第5の2(5)の同時格付の適用のある者は、①と④のうち低いものに対応する金額とする。</p> <p>① 契約の相手方が東京都又は他官公庁(発注者区分は別表4のとおり)である平成19年4月1日から平成21年3月31日までの期間の当該業種の指定地域内における最高完成工事(業務)経歴の金額(経常建設共同企業体においては、上記に該当する構成員の最高完成工事経歴の金額のうち、最も高い金額に残る構成員の上記に該当する最高完成工事経歴の金額の2分の1を加算した金額又は当該経常建設共同企業体が申請した最高完成工事経歴の金額のいずれか高い方の金額)</p> <p>② 第5の3(1)の客観等級</p> <p>③ 第5の3(2)の主観等級</p> <p>④ 第5の2(5)の同時格付の等級</p> <p>上記にかかわらず、法人税(個人は所得税)、法人事業税(個人は個人事業税)又は消費税のいずれかが未納</p> | <p>の者(納税金額が全くない者を含む。)又は履行確保のため東京都が必要と認める場合における当該契約の相手方にはこれを適用しない(経常建設共同企業体において構成員が該当する場合を含む。))。</p> <p>第8 申請内容を証明する書類</p> <p>申請者は、申請後に東京都から申請内容が事実であることを証明する書面の提示を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。</p> <p>申請内容を証明する書類とは、下記のをいう。ただし、必要に応じ、ここに記載していない書類の提示又は提出を求められることがある。</p> <p>(1) 身分証明書等(個人で営業している者のみ必要)</p> <p>ア 身分証明書(区市町村長の発行するもの)</p> <p>イ 登記されていないことの証明書(東京法務局の発行するもの)</p> <p>(2) 登記簿謄本</p> <p>(3) 代表者の印鑑証明書</p> <p>(4) 納税証明書</p> <p>法人にあつては、法人税及び法人事業税は、対象事業年度に係る納税証明書、消費税及び地方消費税は、申請日前後3か月以内の日付における未納税額がないことの納税証明書。個人にあつては、対象事業年度の所得に係る所得税及び個人事業税の納税証明書。消費税及び地方消費税は、申請日前後3か月以内の日付における未納税額がないことの納税証明書。ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第68条の適用を受けたことにより法人税の納税実績がない場合には、その確定申告書及び別表の控えでよい。</p> | <p>(5) 東京都と契約する営業所等において認証取得したISO、エコアクション21、エコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの各規格等の登録証及び付属書</p> <p>(6) 許可又は登録証明書(建設業、建築士事務所、測量業者等の許可又は登録に当たり、当該官公庁の発行する証明書)</p> <p>(7) 建設業許可申請に係る関係書類</p> <p>(8) 経営事項審査申請に係る関係書類及び各通知書</p> <p>(9) 指定給水装置工事事業者証又は指定排水設備工事事業者証(給排水衛生工事の申請者のうち、東京都又は東京都の市町村から指定給水装置工事事業者又は指定排水設備工事事業者の指定を受けていることを申請した者のみ。)</p> <p>(10) 主観的審査事項において申請を行った最高完成工事(業務)経歴に関する完成工事(業務)契約書。契約書によらない場合は、注文書(原本)及び注文請書(原本の控え又は写し)。</p> <p>複数の業種により構成された工事(業務)経歴を最高完成工事(業務)経歴として申請を行う場合は、施行金額の中で当該業種の金額を明確にする書類(積算内訳書等)</p> <p>(11) 財務諸表(対象事業年度及び前対象事業年度又は直近の事業年度及び前事業年度の決算に関するもの。ただし、個人である場合においては、貸借対照表及び損益計算書に限る。)</p> <p>(12) 現況報告書の控え(建設コンサルタント又は地質調査業者の登録をした者が国土交通大臣に毎年提出</p> |
|--|---|---|

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>する現況報告書の控え)</p> <p>(13) 石綿作業主任者技能講習修了証の写し及び当該作業主任者を雇用していることを証する書類の写し(業種番号62石綿処理の競争入札参加資格の申請者のみ。)</p> <p>(14) 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会修了証の写し及び当該管理責任者を雇用していることを証する書類の写し(業種番号62石綿処理の競争入札参加資格の申請者のみ。)</p> <p>(15) 労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し</p> <p>(16) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書の写し又は納入証明書の写し</p> <p>(17) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)の写し又は中小企業退職金共済制度若しくは特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面、労働基準監督署の受付印のある就業規則又は労働協約の写し</p> <p>(18) 厚生年金基金への加入を証明する書面、適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面、確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面又は資産管理運用機関との間の契約書の写し</p> <p>(19) (財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は(社)全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加</p> | <p>入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券の写し</p> <p>(20) 健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面又は住民税特別徴収税額を通知する書面の写し</p> <p>第9 競争入札参加資格の審査結果の通知、取消し等</p> <p>(1) 審査結果の通知等<br/>競争入札参加資格の審査結果の通知は、審査が終了次第、東京都電子調達システムにより行なう。<br/>資格有効期間終了後、更に継続して競争入札参加資格の登録を希望する者は、平成22年秋に予定している次期の競争入札参加資格の公示に基づき、登録の申請を行うこと。</p> <p>(2) 資格の取消し<br/>ア 資格有効期間内に、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった者及びその者を構成員とする経常建設共同企業体については、競争入札参加資格を取り消すものとする。<br/>また、競争入札参加資格を有する者が、資格有効期間内に各業種に申請を行うために必要な条件を満たさない状態となったときは、当該業種の競争入札参加資格を取り消すことがある(構成員が該当した場合の経常建設共同企業体の資格を含む)。<br/>なお、上記に該当したときは、該当者は、遅滞なく当該業種又は全業種の競争入札参加資格取消申請書を提出しなければならない。</p> <p>イ 東京都発注の契約(公営企業局分を含む。)に関して、暴力団員を関与させるなどして第4の2に</p> | <p>該当することとなった者については、別に定めるところにより競争入札参加資格を取り消すものとする。</p> <p>(3) 虚偽申請をした者の取扱い<br/>申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載(以下「虚偽申請」という。)をしたことが判明した者については、競争入札参加資格を与えない。<br/>また、平成21・22年度建設工事等競争入札参加資格の有資格者となった後、虚偽の申請をしたことが判明した者については、競争入札参加資格の取り消し等の措置を行うものとする。<br/>上記のいずれかに該当した者は、東京都が定める期間、競争入札への参加又は競争入札参加資格の登録の申請を行うことができない。</p> <p>第10 再審査の申請と再審査方法</p> <p>1 平成21・22年度建設工事等競争入札参加資格の有資格者で次に該当する者は、競争入札参加資格の再審査を受けることができる。</p> <p>(1) 合併<br/>合併後の法人(合併時経審未取得の場合は存続会社)の客観的審査事項及び存続会社又は消滅会社の主観的審査事項(最高完成工事(業務)経歴は、審査上最も有利になるものを使用する。)により再審査を行う。ただし、有資格者が存続会社である場合には、合併時の措置として、主観点数については10%の加算を行う。</p> <p>(2) 営業譲渡<br/>営業譲渡を受けた者の客観的審査事項及び譲渡者</p> |
|---|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>又は譲受者の主観的審査事項(最高完成工事(業務)経歴は、審査上最も有利になるものを使用する。)により再審査を行う。</p> <p>(3) 会社分割<br/>承継会社の客観的審査事項及び承継会社又は分割会社の主観的審査事項(最高完成工事(業務)経歴は、審査上最も有利になるものを使用する。)により再審査を行う。</p> <p>(4) 相続<br/>相続人の客観的審査事項及び相続人又は被相続人の主観的審査事項(最高完成工事(業務)経歴は、審査上最も有利になるものを使用する。)により再審査を行う。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けたとき又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の決定を受け、再生計画案が認可されたとき<br/>更生手続又は再生手続開始決定日以降を審査基準日とした客観的審査事項により再審査を行う。</p> <p>(6) 東京都と契約する営業所等においてISO9000シリーズの9001、又は14000シリーズの14001、エコアクション21、エコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードを取得したとき(新規取得として申請をした者が更新をしたときを含む。)<br/>主観点数について新規登録者は3%、継続登録者は5%を加算して再審査を行う。</p> <p>(7) 有資格者が企業集団を構成して申請したグループ</p> | <p>経審について、審査結果を得られたとき<br/>業種ごとの各代表企業は、代表企業として得た経審を客観的審査事項とし、企業集団を構成した企業が有するもののうち、最も有利となる最高完成工事経歴を主観的審査事項として再審査を行う(代表企業以外の有資格者は競争入札参加資格を取り消す。)</p> <p>(8) 工事成績評価において、再審査対象点数を取得したとき<br/>東京都(公営企業局を含む。)と契約した請負工事のうち、工事成績評価要綱に基づいて付された総評定点が再審査対象点数に該当するものがあるときは、当該評価結果を一定期間当該業種の等級順位等に反映させるための再審査を行う。</p> <p>ア 80点以上の評価を受けたとき<br/>該当者からの申請に基づき、当該工事の競争入札参加資格の業種について、客観点数に35点を加算して等級順位等の再審査を行う。</p> <p>イ 55点未満の評価を受けたとき<br/>該当者の申請の有無にかかわらず、当該工事の競争入札参加資格の業種について、客観点数から35点を減算して等級順位等の再審査を行う。</p> <p>ウ その他の内容については、別途定める。</p> <p>(9) 業種の追加申請をしたとき<br/>再審査申請時における客観的審査事項及び主観的審査事項により再審査を行う。</p> <p>2 再審査の申請の方法<br/>1に該当する者の再審査の申請は、財務局経理部契約第一課から配付する再審査申請書の提出により行う</p> | <p>こと。<br/>再審査申請書には、必要な書類(申請書に記載のあるもの)を添付して提出しなければならない。</p> <p>3 再審査の結果の通知<br/>再審査の結果の通知は、再審査が終了次第、東京都電子調達システムにより行なう。</p> <p>4 再審査による資格を有すると認める期間<br/>再審査の結果による競争入札参加資格を有すると認める期間は、「工事成績評価結果に基づく再審査」の場合を除き、審査結果通知書等に記載された適用年月日から平成23年3月31日までとする。</p> <p>第11 その他</p> <p>1 競争入札参加有資格者名簿の公開<br/>平成21・22年度建設工事等競争入札参加有資格者名簿については、第3の1に定めるアドレスのホームページにおいて、適用年月日から公開する。</p> <p>2 申請情報の公表<br/>各申請者から申請された内容については、その全部又は一部を公表することがある。</p> <p>3 他の地方公共団体等への情報の提供<br/>各申請者から申請された内容及び審査結果については、契約事務に使用することを目的として、希望する他の地方公共団体等へ情報を提供することがある。</p> <p>4 申請内容の変更の届出<br/>申請内容のうち、別途定める内容に変更があったときは、所定の手続により速やかに当該変更内容を届け出なければならない。</p> |
|--|--|--|

別表1  
等級算定表

| 区分 | 客観点数         | 客観等級 | 主観点数                   | 主観等級 |
|----|--------------|------|------------------------|------|
| 表1 | 900点以上       | A    | 2億点以上                  | A    |
|    | 750点以上900点未満 | B    | 2億点未満<br>8,000万円以上     | B    |
|    | 650点以上750点未満 | C    | 8,000万円未満<br>3,000万円以上 | C    |
|    | 600点以上650点未満 | D    | 3,000万円未満<br>700万円以上   | D    |
|    | 600点未満       | E    | 700万円未満                | E    |
| 表2 | 900点以上       | A    | 3.2億点以上                | A    |
|    | 750点以上900点未満 | B    | 3.2億点未満<br>1.5億点以上     | B    |
|    | 650点以上750点未満 | C    | 1.5億点未満<br>4,000万円以上   | C    |
|    | 600点以上650点未満 | D    | 4,000万円未満<br>1,000万円以上 | D    |
|    | 600点未満       | E    | 1,000万円未満              | E    |
|    | 900点以上       | A    | 4億点以上                  | A    |

|    |              |   |                        |   |
|----|--------------|---|------------------------|---|
| 表3 | 750点以上900点未満 | B | 4億点未満<br>2億点以上         | B |
|    | 650点以上750点未満 | C | 2億点未満<br>6,000万円以上     | C |
|    | 600点以上650点未満 | D | 6,000万円未満<br>1,600万円以上 | D |
| 表4 | 600点未満       | E | 1,600万円未満              | E |
|    | 750点以上       | A | 4,500万円以上              | A |
|    | 600点以上750点未満 | B | 4,500万円未満<br>1,800万円以上 | B |
|    | 500点以上600点未満 | C | 1,800万円未満<br>600万円以上   | C |
|    | 500点未満       | D | 600万円未満                | D |
|    | 720点以上       | A | 1,000万円以上              | A |
|    | 530点以上720点未満 | B | 1,000万円未満<br>500万円以上   | B |
| 表5 | 480点以上530点未満 | C | 500万円未満<br>100万円以上     | C |
|    | 480点未満       | D | 100万円未満                | D |

別表2

契約保証金免除額対照表

| 区分 | ①<br>過去2年間の完成<br>工事(業務)経歴の<br>金額 | ②<br>客観<br>等級 | ③<br>主観<br>等級 | ④<br>同時<br>格付<br>の等<br>級 | 契約保証金を免除<br>する予定価格 |
|----|----------------------------------|---------------|---------------|--------------------------|--------------------|
| 表1 | 2億円以上                            | A             | A             | —                        | 上限なし               |
|    | 2億円未満<br>8,000万円以上               | B             | B             | —                        | 2億円未満まで            |
|    | 8,000万円未満<br>3,000万円以上           | C             | C             | —                        | 8,000万円未満まで        |
|    | 3,000万円未満<br>700万円以上             | D             | D             | —                        | 3,000万円未満まで        |
|    | 700万円未満                          | E             | E             | —                        | 700万円未満まで          |
| 表2 | 3億2千万円以上                         | A             | A             | A                        | 上限なし               |
|    | 3億2千万円未満<br>1億5千万円以上             | B             | B             | B                        | 3億2千万円未満<br>まで     |
|    | 1億5千万円未満<br>4,000万円以上            | C             | C             | C                        | 1億5千万円未満<br>まで     |
|    | 4,000万円未満<br>1,000万円以上           | D             | D             | D                        | 4,000万円未満まで        |
|    | 1,000万円未満                        | E             | E             | E                        | 1,000万円未満まで        |

|        |                        |   |   |   |             |
|--------|------------------------|---|---|---|-------------|
| 表<br>3 | 4億円以上                  | A | A | — | 上限なし        |
|        | 4億円未満<br>2億円以上         | B | B | — | 4億円未満まで     |
|        | 2億円未満<br>6,000万円以上     | C | C | — | 2億円未満まで     |
|        | 6,000万円未満<br>1,600万円以上 | D | D | — | 6,000万円未満まで |
|        | 1,600万円未満              | E | E | — | 1,600万円未満まで |
| 表<br>4 | 4,500万円以上              | A | A | — | 上限なし        |
|        | 4,500万円未満<br>1,800万円以上 | B | B | — | 4,500万円未満まで |
|        | 1,800万円未満<br>600万円以上   | C | C | — | 1,800万円未満まで |
|        | 600万円未満                | D | D | — | 600万円未満まで   |
| 表<br>5 | 1,000万円以上              | A | A | — | 上限なし        |
|        | 1,000万円未満<br>500万円以上   | B | B | — | 1,000万円未満まで |
|        | 500万円未満<br>100万円以上     | C | C | — | 500万円未満まで   |
|        | 100万円未満                | D | D | — | 100万円未満まで   |

別表3

業種一覧表

| 業種<br>番号 | 業種名     | 申請に必要な条件  |                            | 等級算定<br>表(別表<br>1)及び<br>契約保証<br>金免除額<br>対照表<br>(別表2)<br>の区分 |
|----------|---------|---|----------------------------|---|
|          |         | 東京都と<br>契約する<br>営業所に<br>おいて必<br>要とする<br>建設業許<br>可の種類<br>等(略号) | 必要とす<br>る経審の<br>種類(略<br>号) |   |
| 01       | 道路舗装工事  | ほ   | 土・ほ                        | 表1  |
| 02       | 橋りょう工事  | 土   | 土                          | 表2  |
| 03       | 河川工事    | 土   | 土                          | 表2  |
| 04       | 水道施設工事  | 水   | 土・水                        | 表2  |
| 05       | 下水道施設工事 | 土・水   | 土・ほ・<br>水                  | 表2  |
| 06       | 一般土木工事  | 土・と   | 土・と・<br>ほ・水                | 表2  |
| 07       | 建築工事    | 建   | 建                          | 表3  |
| 08       | 電気工事    | 電   | 電                          | 表4  |
| 09       | 給排水衛生工事 | 管   | 管                          | 表4  |

|    |            |   |      |                       |
|----|------------|---|------|-----------------------|
| 10 | 空調工事       | 管   | 管・機  | 表4                    |
| 11 | 建築設計       | 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録 |      | 表5                    |
| 12 | 土木設計       |   |      | 表5                    |
| 13 | 設備設計       |   |      | 表5                    |
| 14 | 測量         | 測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録    |      | 表5                    |
| 15 | 地質調査       |   |      | 表5                    |
| 16 | さく井        | 井   | 井    | 表4                    |
| 17 | 船舶<br>(※注) |   |      | 表2                    |
| 19 | しゅんせつ埋立て   | しゅ  | 土・しゅ | 表2<br>※ポンプ船を保有していること。 |
| 20 | しゅんせつ      | しゅ  | 土・しゅ |                       |
|    |            | ※しゅんせつ船を保有していること。                         |      | 表2                    |
| 21 | 潜かん        | 土   | 土    | 表2                    |

|    |                |        |         |     |                  |        |                  |                   |     |        |                |                     |         |          |               |     |
|----|----------------|--------|---------|-----|------------------|--------|------------------|-------------------|-----|--------|----------------|---------------------|---------|----------|---------------|-----|
| 22 | 軌道             | 土・電・鋼  | 土・電・鋼   | 表 2 | 37               | 一般塗装   | 塗                | 塗                 | 表 4 | 49     | 電車線架線          | 電                   | 電       | 表 4      |               |     |
| 23 | シールド工事         | 土・水    | 土・水     | 表 2 | 38               | 橋りょう塗装 | 塗                | 塗                 | 表 4 | 50     | 地中線            | 電・通                 | 電・通     | 表 4      |               |     |
| 24 | 推進工事           | 土・水    | 土・水     | 表 2 | 39               | 防水     | 左・防              | 左・防               | 表 4 | 51     | 鉄道信号装置         | 電・機・通               | 電・機・通   | 表 4      |               |     |
| 25 | 地下鉄工事          | 土      | 土       | 表 2 | 40               | 鉄骨架構   | 鋼                | 鋼                 | 表 2 | 52     | 計装装置           | 機・通                 | 機・通     | 表 4      |               |     |
| 27 | 造園             | 園      | 園       | 表 2 | ※自社で工場を保有していること。 |        | 53               | 沈砂池・沈殿池<br>機械設備工事 |     | 機・水    | 機・水            | 表 4                 |         |          |               |     |
| 28 | 運動場施設          | 土・と    | 土・と     | 表 2 | 41               | 鋼けた    | 鋼                | 鋼                 | 表 2 | 55     | 送風機機械設備<br>工事  | 機                   | 機       | 表 4      |               |     |
| 29 | コンクリートプレ<br>ハブ | 建      | 建       | 表 2 | 42               | P C けた | 土・と              | 土・と               | 表 2 | 56     | ぼっ気槽散気設備<br>工事 | 機・水                 | 機・水     | 表 4      |               |     |
| 30 | 鉄骨プレハブ         | 建      | 建       | 表 2 | ※自社で工場を保有していること。 |        | 43               | 水門門扉              |     | 鋼      | 鋼              | 表 2                 | 57      | 汚泥脱水設備工事 | 機・水           | 機・水 |
| 31 |                | ひき家・解体 | 建・と     |     | 建・と              | 表 2    | ※自社で工場を保有していること。 |                   | 44  | ポンプ据付け | 機・井            | 機・井                 | 表 4     | 58       | 消化槽機械設備<br>工事 | 機   |
| 32 | 消火設備           | 消      | 管・機・通・消 | 表 4 | 45               | 水処理装置  | 機・水・清            | 機・水・清             | 表 2 | 59     | ガス貯留設備工事       | 機                   | 機       | 表 4      |               |     |
| 33 | 電話・通信          | 通      | 通       | 表 4 | 46               | 焼却設備   | タ・機・清            | タ・機・清             | 表 2 | 60     | 公設ます工事         | 土・と                 | 土・と     | 表 4      |               |     |
| 34 | 拡声装置           | 通      | 通       | 表 4 | 47               | ボイラー   | 機                | 機                 | 表 4 | 61     | 水道管更生工事        | 管及び水<br>(両方が<br>必要) | 管・水     | 表 4      |               |     |
| 35 | 畳              | 内      | 内       | 表 4 | 48               | エレベーター | 機                | 機                 | 表 4 | 62     | 石綿処理           | 建・と・塗・内             | 建・と・塗・内 | 表 4      |               |     |
| 36 | 内装仕上           | 内・具    | 内・具     | 表 4 | 石綿障害予防規則(平       |        |                  |                   |     |        |                |                     |         |          |               |     |

|        |          |   |       |    |        |          |         |             |    |
|--------|----------|---|-------|----|--------|----------|---------|-------------|----|
|        |          | 成17年2月24日厚生労働省令第21号)に定める石綿作業主任者(特定化学物質等作業主任者(平成18年3月31日までに取得した者を含む。))並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していること。 |       |    |        |          |         |             |    |
| 63     | 機械器具設置   | 機   | 機     | 表4 | 72     | 冷凍・冷蔵庫工事 | 管・機     | 管・機・絶       | 表4 |
| 64     | 屋根       | 屋   | 屋・防・建 | 表4 | 73     | グラウト     | 土・と・防   | 土・と・防       | 表2 |
| 66     | 金網さく     | と・鋼   | と・鋼・建 | 表4 | 74     | 道路標識設置   | 土・と・電・通 | 土・と・電・塗・機・通 | 表4 |
| 67     | 板金       | 板   | 板・鋼   | 表4 | 75     | 道路標示塗装   | 塗       | 土・と・塗・機     | 表4 |
| 68     | サッシュ     | 具   | 具・建   | 表4 | 76     | ガードレール   | 土・と     | 土・と         | 表4 |
| 69     | シャッター    | 具   | 具・機・建 | 表4 | 77     | モルタル吹付け  | 土・左・と・防 | 土・左・と・防     | 表4 |
| 70     | 起重機      | 機   | 機     | 表4 | 78     | 植生       | 土・と・園   | 土・と・園       | 表4 |
|        |          |   |       |    | 79     | 運動器具設置   | と・機・園   | と・機・園       | 表4 |
|        |          |   |       |    | 80     | テレビ共聴工事  | 通       | 通・電         | 表4 |
|        |          |   |       |    | 81     | 防音壁・しゃ音壁 | 土・建・と   | 土・建・と       | 表4 |
|        |          |   |       |    | 82     | 舞台装置     | 電・機     | 電・機・建       | 表4 |
|        |          |   |       |    | 84     | と場施設     | 鋼・機     | 鋼・機・土       | 表4 |
|        |          |   |       |    | 86     | ガソリンスタンド | 建・鋼・機   | 建・鋼・機・土     | 表2 |
|        |          |   |       |    | 87     | PCタンク    | 土・と     | 土・と         | 表4 |
| 91     | すべり止め舗装  | 土・ほ   | 土・ほ・塗 | 表4 | 92     | 樹脂塗装     | 塗・防     | 塗・防         | 表4 |
| 93     | 陸上信号機    | 電・機・通   | 電・機・通 | 表4 | 94     | 伸縮継手     | 土・塗・鋼   | 土・と・鋼・左・塗・機 | 表4 |
| 95     | 鉄鋼加工     | 鋼   | 鋼・機・建 | 表4 | 96     | ウェルポイント  | 土・と     | 土・と         | 表4 |
| 97     | パイプライニング | 管   | 管     | 表4 | 98     | 脱硫・脱臭    | 機・水     | 機・水         | 表4 |
| 99(01) | 基準タンク    | 鋼・機   | 鋼・機   | 表4 | 99(02) | 安全溝設置    | と       | と           | 表4 |
| 99(04) | 空気搬送     | 機   | 機     | 表4 | 99(06) | 床版補強     | 土・と・鋼   | 土・と・鋼       | 表4 |
| 99(07) | 電源設備     | 電・通   | 電・通   | 表4 | 99(08) | 発電設備     | 電・機     | 電・機         | 表4 |

|        |                |           |           |    |
|--------|----------------|-----------|-----------|----|
| 99(09) | 電気防食           | 電・塗       | 電・塗       | 表4 |
| 99(10) | 給湯器・浴槽設備<br>工事 | 管         | 管         | 表4 |
| 99(11) | 床仕上            | 内         | 内         | 表4 |
| 99(12) | 放射線防御          | 内         | 内         | 表4 |
| 99(14) | 飛散防止工事         | ガ・内       | ガ・内       | 表4 |
| 99(15) | ろ過層処理          |           |           | 表4 |
| 99(17) | 厨房             | 管         | 管         | 表4 |
| 99(20) | 石工事            | 石         | 石         | 表4 |
| 99(23) | 自動ドア装置         | 具         | 具         | 表4 |
| 99(24) | 強化樹脂板取付        | 建・と・<br>屋 | 建・と・<br>屋 | 表4 |
| 99(25) | 医療ガス配管         | 管         | 管         | 表4 |
| 99(26) | 高圧ガス配管         | 管         | 管         | 表4 |
| 99(30) | 集じん装置          | 機・清       | 機・清       | 表4 |
| 99(33) | タイル工事          | タ         | タ         | 表4 |

表の欄内に2以上の建設業の種類が示されている場合は、及びと記載したものを除き、いずれか1種類につ

いて建設業の許可及び経審の総合評定値(P)を有していればよいものとする。

(※注) 船舶については、20トン以上の船舶の製造及び修繕を指す。

略号の表記

上記の表における略号は、建設業法の規定に基づく次の建設業の種類を表したものである。

| 略号 | 建設業の種類          |
|----|-----------------|
| 土  | 土木工事業           |
| 建  | 建築工事業           |
| 左  | 左官工事業           |
| と  | とび・土工工事業        |
| 石  | 石工事業            |
| 屋  | 屋根工事業           |
| 電  | 電気工事業           |
| 管  | 管工事業            |
| タ  | タイル・れんが・ブロック工事業 |
| 鋼  | 鋼構造物工事業         |
| ほ  | ほ装工事業           |
| しゅ | しゅんせつ工事業        |
| 板  | 板金工事業           |
| ガ  | ガラス工事業          |
| 塗  | 塗装工事業           |
| 防  | 防水工事業           |

|   |           |
|---|-----------|
| 内 | 内装仕上工事業   |
| 機 | 機械器具設置工事業 |
| 絶 | 熱絶縁工事業    |
| 通 | 電気通信工事業   |
| 園 | 造園工事業     |
| 井 | さく井工事業    |
| 具 | 建具工事業     |
| 水 | 水道施設工事業   |
| 消 | 消防施設工事業   |
| 清 | 清掃施設工事業   |

別表4

発注者の区分

主観的審査事項において申請する最高完成工事(業務)経歴の発注者については、下記に該当するものでなければならない。

| 発注者区分 | 該当するもの   |
|-------|--|
| 東京都   | 東京都の知事部局、行政委員会、公営企業局、公社・財団等の監理団体(ただし、株式会社を除く。)、職員共済組合事務局及び財団法人東京都福利厚生事業団 |
| 他官公庁  | 国、地方自治体(上記の東京都に該当するものを除く。)のほか、印紙税法第5条に規定する別表第二に掲げる非課税法人                  |
| 民間    | 上記のいずれにも属さないもの   |





別表6 評点X1算出表

| 申請業種別年間平均完成<br>工事高 | 評点<br>X1 | 申請業種別年間平均完成<br>工事高 | 評点<br>X1 |
|--------------------|----------|--------------------|----------|
| 1,000億円以上          | 2268     | 5億円以上 6億円未満        | 902      |
| 800億円以上 1,000億円未満  | 2156     | 4億円以上 5億円未満        | 869      |
| 600億円以上 800億円未満    | 2057     | 3億円以上 4億円未満        | 828      |
| 500億円以上 600億円未満    | 1971     | 2.5億円以上 3億円未満      | 804      |
| 400億円以上 500億円未満    | 1883     | 2億円以上 2.5億円未満      | 776      |
| 300億円以上 400億円未満    | 1796     | 1.5億円以上 2億円未満      | 743      |
| 250億円以上 300億円未満    | 1722     | 1.2億円以上 1.5億円未満    | 718      |
| 200億円以上 250億円未満    | 1648     | 1億円以上 1.2億円未満      | 699      |
| 150億円以上 200億円未満    | 1573     | 0.8億円以上 1億円未満      | 677      |
| 120億円以上 150億円未満    | 1510     | 0.6億円以上 0.8億円未満    | 650      |
| 100億円以上 120億円未満    | 1449     | 0.5億円以上 0.6億円未満    | 634      |
| 80億円以上 100億円未満     | 1386     | 0.4億円以上 0.5億円未満    | 615      |
| 60億円以上 80億円未満      | 1337     | 0.3億円以上 0.4億円未満    | 592      |
| 50億円以上 60億円未満      | 1287     | 0.25億円以上 0.3億円未満   | 579      |
| 40億円以上 50億円未満      | 1237     | 0.2億円以上 0.25億円未満   | 563      |
| 30億円以上 40億円未満      | 1188     | 0.15億円以上 0.2億円未満   | 544      |
| 25億円以上 30億円未満      | 1138     | 0.12億円以上 0.15億円未満  | 530      |
| 20億円以上 25億円未満      | 1100     | 0.1億円以上 0.12億円未満   | 519      |
| 15億円以上 20億円未満      | 1064     | 0.07億円以上 0.1億円未満   | 508      |
| 12億円以上 15億円未満      | 1027     | 0.04億円以上 0.07億円未満  | 497      |
| 10億円以上 12億円未満      | 989      | 0.02億円以上 0.04億円未満  | 486      |
| 8億円以上 10億円未満       | 951      | 0.01億円以上 0.02億円未満  | 475      |
| 6億円以上 8億円未満        | 927      | 0.01億円未満           | 464      |

※ 経常建設共同企業体及び対象事業者方式の組合につ

いては、全構成員又は全対象事業者について下記の業種グループに含まれる業種の年間平均完成工事高の金額を合計した金額を上記の表にあてはめるものとする。  
(下記業種グループに属さない業種は、当該業種の年間平均完成工事高を全構成員又は全対象事業者で合計した額とする。)

業 種 グ ル ー プ 表

| 業種グループ           | 業 種 番 号  |
|------------------|--|
| 土木               | 01、02、03、04、05、06、21、22、<br>23、24、25、28、42、60、73、74、<br>76、78、81、87、91、96、99(06) |
| 建築               | 07、29、30、31、86   |
| とび・土工・<br>コンクリート | 62、66、77、99(02)  |
| 屋根               | 64、99(24)  |
| 電気               | 8、49、50、51、93、99(07)、<br>99(08)、99(09)   |
| 管                | 9、10、61、97、99(10)、99(17)、<br>99(25)、99(26)                                       |
| 鋼構造物             | 40、41、43、94、95、99(01)  |
| しゅんせつ            | 19、20  |
| 塗装               | 37、38、75、92  |
| 内装仕上             | 35、36、99(11)、99(12)  |
| 機械器具設置           | 44、45、46、47、48、53、55、56、<br>57、58、59、63、70、72、79、82、<br>84、98、99(04)、99(30)      |
| 電気通信             | 33、34、52、80  |

|    |              |
|----|--------------|
| 建具 | 68、69、99(23) |
|----|--------------|

別表7 評点X2算出表

(1) 評点X21算出表

| 自己資本の額又は平均自<br>己資本額 | 評点<br>X21 | 自己資本の額又は平均自<br>己資本額 | 評点<br>X21 |
|---------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 3,000億円以上           | 2114      | 8億円以上 10億円未満        | 897       |
| 2,500億円以上 3,000億円未満 | 2051      | 6億円以上 8億円未満         | 867       |
| 2,000億円以上 2,500億円未満 | 1978      | 5億円以上 6億円未満         | 849       |
| 1,500億円以上 2,000億円未満 | 1887      | 4億円以上 5億円未満         | 828       |
| 1,200億円以上 1,500億円未満 | 1821      | 3億円以上 4億円未満         | 801       |
| 1,000億円以上 1,200億円未満 | 1768      | 2.5億円以上 3億円未満       | 786       |
| 800億円以上 1,000億円未満   | 1707      | 2億円以上 2.5億円未満       | 767       |
| 600億円以上 800億円未満     | 1632      | 1.5億円以上 2億円未満       | 744       |
| 500億円以上 600億円未満     | 1586      | 1.2億円以上 1.5億円未満     | 728       |
| 400億円以上 500億円未満     | 1533      | 1億円以上 1.2億円未満       | 715       |
| 300億円以上 400億円未満     | 1467      | 0.8億円以上 1億円未満       | 699       |
| 250億円以上 300億円未満     | 1428      | 0.6億円以上 0.8億円未満     | 680       |
| 200億円以上 250億円未満     | 1381      | 0.5億円以上 0.6億円未満     | 669       |
| 150億円以上 200億円未満     | 1324      | 0.4億円以上 0.5億円未満     | 655       |
| 120億円以上 150億円未満     | 1282      | 0.3億円以上 0.4億円未満     | 639       |
| 100億円以上 120億円未満     | 1249      | 0.25億円以上 0.3億円未満    | 629       |
| 80億円以上 100億円未満      | 1210      | 0.2億円以上 0.25億円未満    | 617       |
| 60億円以上 80億円未満       | 1163      | 0.15億円以上 0.2億円未満    | 603       |
| 50億円以上 60億円未満       | 1134      | 0.12億円以上 0.15億円未満   | 592       |
| 40億円以上 50億円未満       | 1100      | 0.1億円以上 0.12億円未満    | 584       |
| 30億円以上 40億円未満       | 1059      | 0.08億円以上 0.1億円未満    | 576       |
| 25億円以上 30億円未満       | 1034      | 0.06億円以上 0.08億円未満   | 568       |

|               |      |                  |     |
|---------------|------|------------------|-----|
| 20億円以上 25億円未満 | 1005 | 0.04億円以上0.06億円未満 | 560 |
| 15億円以上 20億円未満 | 969  | 0.02億円以上0.04億円未満 | 552 |
| 12億円以上 15億円未満 | 942  | 0.02億円未満         | 544 |
| 10億円以上 12億円未満 | 921  |                  |     |

※ 自己資本額は千円単位とし、上記の表にあてはめるものとする。

会社法(平成17年法律第86号)による決算＝自己資本額は、対象事業年度の貸借対照表における純資産合計の額をいう。

商法(明治32年3月9日法律第48号)による決算＝自己資本額は、法人にあつては、対象営業年度の貸借対照表及び利益処分における資本金、新株式払込金(又は新株申込証拠金)、法定準備金、任意積立金及び次期繰越利益の額を加えた額とし、個人にあつては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額とする。

(2) 評点X22算出表

| 平均利益額           | 評点<br>X22 | 平均利益額           | 評点<br>X22 |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| 300億円以上         | 2447      | 2.5億円以上 3億円未満   | 827       |
| 250億円以上 300億円未満 | 2313      | 2億円以上 2.5億円未満   | 803       |
| 200億円以上 250億円未満 | 2162      | 1.5億円以上 2億円未満   | 776       |
| 150億円以上 200億円未満 | 1987      | 1.2億円以上 1.5億円未満 | 756       |
| 120億円以上 150億円未満 | 1864      | 1億円以上 1.2億円未満   | 741       |

|                 |      |                   |     |
|-----------------|------|-------------------|-----|
| 100億円以上 120億円未満 | 1771 | 0.8億円以上 1億円未満     | 725 |
| 80億円以上 100億円未満  | 1667 | 0.6億円以上 0.8億円未満   | 706 |
| 60億円以上 80億円未満   | 1545 | 0.5億円以上 0.6億円未満   | 694 |
| 50億円以上 60億円未満   | 1475 | 0.4億円以上 0.5億円未満   | 682 |
| 40億円以上 50億円未満   | 1396 | 0.3億円以上 0.4億円未満   | 667 |
| 30億円以上 40億円未満   | 1304 | 0.25億円以上 0.3億円未満  | 659 |
| 25億円以上 30億円未満   | 1250 | 0.2億円以上 0.25億円未満  | 649 |
| 20億円以上 25億円未満   | 1190 | 0.15億円以上 0.2億円未満  | 638 |
| 15億円以上 20億円未満   | 1120 | 0.12億円以上 0.15億円未満 | 631 |
| 12億円以上 15億円未満   | 1072 | 0.1億円以上 0.12億円未満  | 625 |
| 10億円以上 12億円未満   | 1035 | 0.08億円以上 0.1億円未満  | 619 |
| 8億円以上 10億円未満    | 993  | 0.06億円以上 0.08億円未満 | 613 |
| 6億円以上 8億円未満     | 945  | 0.04億円以上 0.06億円未満 | 607 |
| 5億円以上 6億円未満     | 917  | 0.02億円以上 0.04億円未満 | 601 |
| 4億円以上 5億円未満     | 885  | 0.02億円未満          | 595 |
| 3億円以上 4億円未満     | 848  |                   |     |

※ 平均利益額は、利払前税引前償却前利益(営業利益＋減価償却実施額)の2年平均の額を上記の表にあてはめる。

※ 利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

(3) 評点X2算出

$$(X21 + X22) \div 2$$

※ 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表8 評点Y算出表

| 法人税納税額(円)      | 評点 Y   |
|----------------|--|
| 30億円以上         | 1,285  |
| 1億円を超え30億円未満   | $1,015 + \text{納税額} \div 1,000 \times 0.00005$ |
| 1億円            | 1,015  |
| 1千万円を超え1億円未満   | $743 + \text{納税額} \div 1,000 \times 0.0016$    |
| 1千万円           | 743  |
| 100万円を超え1千万円未満 | $471 + \text{納税額} \div 1,000 \times 0.016$     |
| 100万円          | 471  |
| 10万円を超え100万円未満 | $200 + \text{納税額} \div 1,000 \times 0.16$      |
| 10万円           | 200  |
| 1万円を超え10万円未満   | $12 + \text{納税額} \div 1,000 \times 1.1$        |
| 1万円以下          | 12   |

別表9 評点Z算出表

(1) 評点Z1算出表

| 技術職員数値            | 評点<br>Z1 | 技術職員数値      | 評点<br>Z1 |
|-------------------|----------|-------------|----------|
| 15,500以上          | 2335     | 300以上 390未満 | 1389     |
| 11,930以上 15,500未満 | 2272     | 230以上 300未満 | 1326     |
| 9,180以上 11,930未満  | 2208     | 180以上 230未満 | 1263     |
| 7,060以上 9,180未満   | 2145     | 140以上 180未満 | 1201     |
| 5,430以上 7,060未満   | 2082     | 110以上 140未満 | 1138     |
| 4,180以上 5,430未満   | 2018     | 85以上 110未満  | 1074     |
| 3,210以上 4,180未満   | 1955     | 65以上 85未満   | 1011     |
| 2,470以上 3,210未満   | 1892     | 50以上 65未満   | 948      |
| 1,900以上 2,470未満   | 1830     | 40以上 50未満   | 885      |
| 1,460以上 1,900未満   | 1767     | 30以上 40未満   | 822      |

|                 |      |           |     |
|-----------------|------|-----------|-----|
| 1,130以上 1,460未満 | 1703 | 20以上 30未満 | 760 |
| 870以上 1,130未満   | 1641 | 15以上 20未満 | 697 |
| 670以上 870未満     | 1578 | 10以上 15未満 | 635 |
| 510以上 670未満     | 1515 | 5以上 10未満  | 572 |
| 390以上 510未満     | 1451 | 5未満       | 509 |

技術職員数値＝当該業種に従事する技術職員数  
 ただし、「船舶」及び「ろ過層処理」については、技術職員数値＝技術職員数×5

- ※ 経常建設共同企業体の場合は下記の計算式による数値  
 ＝1級監理受講者数×6＋1級技術者数×5＋基幹技術者数×3＋2級技術者数×2＋その他技術者数×1
- ※ 1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けているもの(直前5年以内に講習を受講したものに限る)。
- ※ 基幹技能者とは、登録基幹技能者講習を修了したもの。
- ※ 1人の職員につき技術職員として申請できるのは2業種まで

(2) 評点Z2算出表

| 申請業種別年間平均元請完成工事高  | 評点 Z2 | 申請業種別年間平均元請完成工事高 | 評点 Z2 |
|-------------------|-------|------------------|-------|
| 1,000億円以上         | 2491  | 5億円以上 6億円未満      | 949   |
| 800億円以上 1,000億円未満 | 2388  | 4億円以上 5億円未満      | 914   |
| 600億円以上 800億円未満   | 2262  | 3億円以上 4億円未満      | 870   |
| 500億円以上 600億円未満   | 2186  | 2.5億円以上 3億円未満    | 844   |
| 400億円以上 500億円未満   | 2096  | 2億円以上 2.5億円未満    | 813   |
| 300億円以上 400億円未満   | 1986  | 1.5億円以上 2億円未満    | 774   |

|                 |      |                   |     |
|-----------------|------|-------------------|-----|
| 250億円以上 300億円未満 | 1920 | 1.2億円以上 1.5億円未満   | 746 |
| 200億円以上 250億円未満 | 1842 | 1億円以上 1.2億円未満     | 724 |
| 150億円以上 200億円未満 | 1746 | 0.8億円以上 1億円未満     | 699 |
| 120億円以上 150億円未満 | 1676 | 0.6億円以上 0.8億円未満   | 667 |
| 100億円以上 120億円未満 | 1621 | 0.5億円以上 0.6億円未満   | 648 |
| 80億円以上 100億円未満  | 1556 | 0.4億円以上 0.5億円未満   | 625 |
| 60億円以上 80億円未満   | 1476 | 0.3億円以上 0.4億円未満   | 598 |
| 50億円以上 60億円未満   | 1428 | 0.25億円以上 0.3億円未満  | 581 |
| 40億円以上 50億円未満   | 1371 | 0.2億円以上 0.25億円未満  | 561 |
| 30億円以上 40億円未満   | 1302 | 0.15億円以上 0.2億円未満  | 537 |
| 25億円以上 30億円未満   | 1260 | 0.12億円以上 0.15億円未満 | 520 |
| 20億円以上 25億円未満   | 1211 | 0.1億円以上 0.12億円未満  | 506 |
| 15億円以上 20億円未満   | 1150 | 0.07億円以上 0.1億円未満  | 492 |
| 12億円以上 15億円未満   | 1106 | 0.04億円以上 0.07億円未満 | 478 |
| 10億円以上 12億円未満   | 1071 | 0.02億円以上 0.04億円未満 | 464 |
| 8億円以上 10億円未満    | 1030 | 0.01億円以上 0.02億円未満 | 450 |
| 6億円以上 8億円未満     | 980  | 0.01億円未満          | 436 |

※ 申請する業種ごとの直前2年又は3年の年間平均元請完成工事高を上記の表にあてはめる。ただし、直前2年又は3年の選択は、「X1」の方法と同一でなければならない。

※ 経常建設共同企業体及び対象事業者方式の組合については、全構成員又は全対象事業者について下記の業種グループに含まれる業種の年間平均元請完成工事高の金額を合計した金額を上記の表にあてはめるものとする。(下記業種グループに属さない業種は、当該業種の年間平均元請完成工事高を全構成員又は全対象事

業者で合計した額とする。)

業 種 グ ル ー プ 表

| 業種グループ       | 業 種 番 号  |
|--------------|--|
| 土木           | 01、02、03、04、05、06、21、22、23、24、25、28、42、60、73、74、76、78、81、87、91、96、99(06) |
| 建築           | 07、29、30、31、86   |
| とび・土工・コンクリート | 62、66、77、99(02)  |
| 屋根           | 64、99(24)  |
| 電気           | 8、49、50、51、93、99(07)、99(08)、99(09)                                       |
| 管            | 9、10、61、97、99(10)、99(17)、99(25)、99(26)                                   |
| 鋼構造物         | 40、41、43、94、95、99(01)  |
| しゅんせつ        | 19、20  |
| 塗装           | 37、38、75、92  |
| 内装仕上         | 35、36、99(11)、99(12)  |
| 機械器具設置       | 44、45、46、47、48、53、55、56、57、58、59、63、70、72、79、82、84、98、99(04)、99(30)      |
| 電気通信         | 33、34、52、80  |
| 建具           | 68、69、99(23)   |

(3) 評点Z算出

$$(Z1 \times 0.8) + (Z2 \times 0.2)$$

※ 評点に小数点以下の端数がある場合には、これを切

り捨てる。

別表10 評点W算出表

(1) W1点数の算出

以下の計算式により算出した数値とする。

$$W1 = A1 \times 15 - A2 \times 30 \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

A1は次の③～④のうち、加入又は導入されているものの数

A2は次の①～②の加入していないものの数

ただし、Wの評点が0に満たない場合は0とみなす。

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ① 雇用保険                               |
| ② 健康保険及び厚生年金保険                       |
| ③ 退職金一時金制度もしくは企業年金制度(厚生年金基金又は適格退職年金) |
| ④ 法定外労働災害補償制度                        |

(2) W2点算出表(営業年数)

| 年数   | 数値  | 年数  | 数値  | 年数  | 数値  | 年数  | 数値  | 年数  | 数値 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 35以上 | 60  | 29  | 48  | 23  | 36  | 17  | 24  | 11  | 12 |
| 34   | 58  | 28  | 46  | 22  | 34  | 16  | 22  | 10  | 10 |
| 33   | 56  | 27  | 44  | 21  | 32  | 15  | 20  | 9   | 8  |
| 32   | 54  | 26  | 42  | 20  | 30  | 14  | 18  | 8   | 6  |
| 31   | 52  | 25  | 40  | 19  | 28  | 13  | 16  | 7   | 4  |
| 30   | 50  | 24  | 38  | 18  | 26  | 12  | 14  | 6   | 2  |
| ...  | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | 5以下 | 0  |

※ 営業年数は、申請者の創業から審査基準日までの営業年数とする。

ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければ

ならない。

(3) W3点算出表(防災活動への貢献の状況)

| 防災協定の締結の有無 | 有  | 無 |
|------------|----|---|
| 点数         | 15 | 0 |

※ 国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合

(4) W4点算出表(法令遵守の状況)

| 法令遵守の状況                | 点数  |
|------------------------|-----|
| 無                      | 0   |
| 指示をされた場合               | -15 |
| 営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合 | -30 |

(5) 評点W算出

$$(W1 + W2 + W3 + W4) \times 10$$

※ Wの評点が0に満たない場合は0とみなす。

工事の発注標準金額に対応する等級

1 舗装工事(道路舗装工事)

| 等級 | 発注標準金額        |
|----|---------------|
| A  | 2億円以上         |
| B  | 8千万円以上 2億円未満  |
| C  | 3千万円以上 8千万円未満 |
| D  | 7百万円以上 3千万円未満 |
| E  | 7百万円未満        |

2 土木工事(橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事)

| 等級 | 発注標準金額            |
|----|-------------------|
| A  | 3億2千万円以上          |
| B  | 1億5千万円以上 3億2千万円未満 |
| C  | 4千万円以上 1億5千万円未満   |
| D  | 1千万円以上 4千万円未満     |
| E  | 1千万円未満            |

3 建築工事

| 等級 | 発注標準金額          |
|----|-----------------|
| A  | 4億円以上           |
| B  | 2億円以上 4億円未満     |
| C  | 6千万円以上 2億円未満    |
| D  | 1千6百万円以上 6千万円未満 |
| E  | 1千6百万円未満        |

4 設備工事(電気工事、給排水衛生工事、空調工事)

| 等級 | 発注標準金額            |
|----|-------------------|
| A  | 4千5百万円以上          |
| B  | 1千8百万円以上 4千5百万円未満 |
| C  | 6百万円以上 1千8百万円未満   |
| D  | 6百万円未満            |

注意1 道路舗装工事については、8千万円以上2億円未満の発注案件については対応する等級をA及びBとし、この場合等級がAである有資格者は等級をBとして取扱う。

注意2 工事の性質により、それぞれの等級に対応す

る発注標準金額を超えて参加資格を認めること  
がある。

**第2号 競争入札参加者の資格に関する公示(組合)**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第  
1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成21年度  
及び平成22年度において、東京都(公営企業局を除く。)が発  
注する工事の請負契約並びに設計、測量及び地質調査の委  
託契約並びに総トン数20トン以上の船舶(以下「船舶」と  
いう。)の製造及び修繕の請負契約の一般競争入札及び指  
名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する中小企  
業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同  
組合(以下「組合」という。)に必要な資格並びに資格の審  
査の申請の時期及び方法について次のように定めた。

平成20年10月1日

東京都知事 石原慎太郎

第1 用語の定義

特定調達第1641号における第1号の公示(以下「第  
1号公示」という。)と同一とする。

第2 競争入札参加資格の申請

1 申請

第1号公示第2の1(3)に定める事業協同組合(以下  
「組合」という。)の競争入札参加資格の申請の条件  
は、第1号公示第2の2(1)と同一とする。ただし、  
定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を  
行うことができない。

申請は、下記の経審方式又は対象事業者方式のい  
ずれかの審査方式を選択して行う。

(1) 経審方式

組合が有する経審の総合評定値P点から客観点数  
を算定し、組合が有する最高完成工事経歴から主  
観点数を算定する方式。

(2) 対象事業者方式

所属する組合員から対象事業者(下記の条件に該  
当する者)を複数(2の表に定める数)選任し、客観  
点数及び主観点数について、下記の第5に定める  
算定方法により対象事業者の合算値又は平均値等  
を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式。

なお、この方式により申請を行う組合は、経済産  
業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又  
は継続官公需適格組合証明を受けていなければな  
らない。

対象事業者の条件

- ① 申請する業種について平成21・22年度建設工事  
等競争入札参加資格の申請を完了した者であること。
- ② 申請する組合に理事として所属していること。
- ③ 中小企業基本法で定める中小企業であること。  
(経審を必要とする業種、「船舶」及び「ろ過層処  
理」については、同法第2条第1項第1号、「設  
計」、「測量」及び「地質調査」については、同法  
第2条第1項第3号の規定による。)

④ 主たる営業所が東京都内に存在すること。

これらの審査方式については、業種により別とす  
ることはできないので、組合としてひとつの審査  
方式を選択して申請を行うこと。

2 審査方式と業種、対象事業者数の一覧

| 審査方式の区分                                    | 業種番号及び業種   | 対象事業者方式によ<br>り申請する場合に必<br>要な対象事業者数 |
|--|--|------------------------------------|
| 対象事業者方<br>式のみとする<br>業種                     | 11 建築設計<br>12 土木設計<br>13 設備設計<br>14 測量<br>15 地質調査<br>17 船舶<br>99(15) ろ過層処理 | 2者から5者まで                           |
| 対象事業者方<br>式及び経審方<br>式のいずれか<br>を選択できる<br>業種 | 上記以外の業種  | 3者から5者まで                           |

3 同時に申請することができない業種

同時に申請することができない業種については、第  
1号公示第2の2(3)と同一とする。ただし、組み合  
わせその1については、適用しない。

第3 申請期間及び申請方法

第1号公示第3と同一とする。ただし、申請期間は  
平成21年1月19日から平成21年1月30日までとし、特  
別申請の期間は平成21年2月2日から平成21年2月20  
日までとする。

なお、事業協同組合の申請は、全構成員が第1号公  
示第3の1(1)の単体企業等としての申請を完了した  
後でなければ、行うことができない。

第4 競争入札に参加することができない組合

第1号公示第4と同一とする。(対象事業者が該当することとなった場合を含む。)

#### 第5 競争入札参加資格の審査基準

##### 1 競争入札参加資格の等級順位又は順位の決定

第1号公示第5の1と同一とする。

##### 2 等級区分と審査方法

第1号公示第5の2と同一とする。

なお、申請を行った業種に必要とする建設業許可について組合として特定建設業の許可を有しておらず、一般建設業の許可により申請をした場合は、当該業種の等級は最下位の等級とする。

##### 3 客観的審査事項及び主観的審査事項

###### (1) 客観的審査事項

下記により業種別に算出した客観点数を第1号公示別表1「等級算定表」にあてはめ、客観等級を決定する。

###### ア 経審方式の場合

第1号公示第5の3(1)アと同一とする。

###### イ 対象事業者方式の場合

下記の①から⑤までにより算出した点数を次の式にあてはめて得た点数とする。

客観点数

$$=0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

###### ① 完成工事(業務)高による点数(X1)

###### (7) 経審を必要とする業種

第1号公示別表6「評点X1算出表」の業種グループ表において当該業種が含まれる

業種グループにある全業種の直前2年又3年の年間平均完成工事高について、対象事業者ごとに集計した金額を全対象事業者分合計し、その金額を第1号公示別表6「評点X1算出表」にあてはめて得た評点をX1とする。

###### (4) 経審を必要としない業種

全対象事業者の当該業種の直前2年又は3年の年間平均完成工事(業務)高の合計額を第1号公示別表6「評点X1算出表」にあてはめて得た評点をX1とする。

###### ② 経営規模(X2)

下記のX21とX22の点数の合計点数を2で除した数値(小数点以下切り捨て)をX2とする。

###### (7) 自己資本額点数(X21)

審査基準日現在の対象事業者の自己資本の額(=純資産合計の額)又は平均自己資本額(2期平均)の合計額を、第1号公示別表7「(1)評点X21算出表」にあてはめて得た評点をX21とする。

###### (4) 平均利益額(X22)

下記の算式により計算した対象事業者の合計額を、第1号公示別表7「(2)評点X22算出表」にあてはめて得た評点をX22とする。

###### ③ 納税額(Y)

###### (7) 経審を必要とする業種

対象事業者の経審のY点の平均値とする。

###### (4) 経審を必要としない業種

対象事業者の対象事業年度の法人税(個人は所得税)納税額の平均額を、第1号公示別表8「評点Y算出表」にあてはめて得た評点をYとする。

###### ④ 技術職員数及び元請完成工事(業務)高(Z)

下記のZ1の点数に5分の4を乗じたものとZ2の点数に5分の1を乗じたものの合計した数値(小数点以下切り捨て)をZとする。

###### (7) 技術職員数(Z1)

###### ・経審を必要とする業種

下記の数式に、対象事業者の技術職員の合計人数(審査基準日の経営規模等評価結果通知書に記載されている当該申込業種に必要とされる建設業許可の人数)を入れて計算した技術職員数値を、第1号公示別表9「(1)評点Z1算出表」にあてはめて得た評点をZ1とする。

技術職員数値

$$=1 \text{ 級監理受講者数} \times 6 + 1 \text{ 級技術者数} \times 5 + \text{基幹技能者数} \times 3 + 2 \text{ 級技術者数} \times 2 + \text{その他技術者数} \times 1$$

###### ・経審を必要としない業種

対象事業者が競争入札参加資格に申請を行った業種に従事する技術職員(直接的かつ恒常的に雇用している者)の人数の合計を技術職員数値とし、第1号公示別表9「(1)評点Z1算出表」にあてはめて得た評点をZ1とする。ただし、申請業種「船舶」及び

「ろ過層処理」については、当該業種に従事する技術職員(直接的かつ恒常的に雇用している者)の人数に5を乗じた数値を技術職員数値とする。

(イ) 元請完成工事(業務)高(Z2)

・ 経審を必要とする業種

第1号公示別表9「(2)評点Z2算出表」の業種グループ表において、当該業種が含まれる業種グループにある全業種の直前2年又は3年の年間平均元請完成工事高について、対象事業者ごとに集計した金額を全対象事業者分合計し、その金額を第1号公示別表9「(2)評点Z2算出表」にあてはめて得た評点をZ2とする。

・ 経審を必要としない業種

全対象事業者の当該業種の直前2年又は3年の年間平均元請完成工事(業務)高の合計額を第1号公示別表9「(2)評点Z2算出表」にあてはめて得た評点をZ2とする。

⑤ その他社会性等(W)

(7) 経審を必要とする業種

対象事業者が有する経審のW点の平均値とする。

(イ) 経審を必要としない業種

個々の対象事業者について第1号公示第5の4(5)により算出した評点Wの平均値とする。

(2) 主観的審査事項

組合又は対象事業者が有する最高完成工事(業務)

経歴(第1号公示第5の3(2)アによるもの)について、下記に記載した方法により算出した主観点数を第1号公示別表1「等級算定表」にあてはめ、主観等級を決定する。

ア 経審方式の場合

組合が発注者別(発注者区分については第1号公示別表4のとおり)に申請した最高完成工事経歴のうち、最も高額な請負金額(ただし、民間発注の工事については請負金額に2分の1を乗じた金額とする。)に、第1号公示第5の3(2)ウの主観点加算率による加算を行った点数を各業種ごとの主観点数とする。

イ 対象事業者方式の場合

対象事業者の当該業種の最高完成工事(業務)経歴のうち、最も高い金額(ただし、発注者区分が民間であるものについては2分の1を乗じた金額とする。)に、残る対象事業者の当該業種の最高完成工事(業務)経歴のうち、最も高い金額(発注者区分が民間であるものについては上記と同じ。)に2分の1を乗じた金額を加算した金額又は当該組合の当該業種の最高完成工事(業務)経歴の金額のうち、最も高い金額のものいずれか高い方に、第1号公示第5の3(2)ウの主観点加算率による加算を行った点数を主観点数とする。

第6 無格付となった業種の競争入札参加資格

第1号公示第6と同一とする。

第7 契約保証金の免除

契約保証金は、競争入札参加資格の有資格者が、下

記①の最高完成工事(業務)経歴を有するときには免除する。契約保証金を免除することのできる契約金額の上限は、①の最高完成工事(業務)経歴の金額及び②③の等級を第1号公示別表2「契約保証金免除額対照表」にあてはめ、これら①②③のうち最も低いものに対応する金額とする。ただし、第1号公示第5の2(5)の同時格付の適用のある者は、①と④のうち低いものに対応する金額とする。

① 契約の相手方が東京都又は他官公庁(発注者区分は第1号公示別表4「発注者の区分」のとおり)である平成19年4月1日から平成21年3月31日までの期間の当該業種の指定地域内における完成工事(業務)経歴の金額(対象事業者方式の組合においては、対象事業者の完成工事(業務)経歴の金額のうち、最も高い金額に残る対象事業者の完成工事(業務)経歴の金額の2分の1を加算した金額又は当該組合が有する完成工事(業務)経歴の金額のいずれか高い方の金額)

② 第1号公示第5の3(1)の客観等級

③ 第1号公示第5の3(2)の主観等級

④ 第1号公示第5の2(5)の同時格付の等級

上記にかかわらず、法人税、法人事業税、消費税のいずれかが未納の組合(納税金額が全くない組合を含む。)又は履行確保のため東京都が必要と認める場合における当該契約の相手方にはこれを適用しない。

第8 申請内容を証明する書類

申請を行った組合は、申請後に東京都から申請内容が事実であることを証明する書面の提示を求められた

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>ときは、これを提示又は提出しなければならない。</p> <p>申請内容を証明する書類とは、官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、組合員名簿、役員名簿のほか、第1号公示第8に記載したものとす。また、必要に応じ、これ以外の書類の提示又は提出を求めることがある。</p> <p>第9 競争入札参加資格の審査結果の通知、取消し等<br/>第1号公示第9と同一とする。</p> <p>なお、対象事業者方式により申請を行った組合が、資格有効期間内に官公需適格組合の証明を失ったときは、競争入札参加資格を取り消すものとする。これに該当した組合は、遅滞なく全業種の競争入札参加資格取消申請書を提出しなければならない。</p> <p>第10 再審査の申請と再審査方法</p> <p>組合が第1号公示第10のいずれかの条件に該当したとき(組合を対象としていないものを除く。)のほか、対象事業者が第1号公示第4の競争入札に参加することができない条件に該当することとなったとき又は各業種に申請を行うために必要な条件を満たさない状態となったときには、対象事業者を変更して再審査を行う。ただし、業種ごとに指定された対象事業者数を確保できないときは、当該業種の取消申請書を提出しなければならない。</p> <p>第11 その他<br/>第1号公示第11と同一とする。</p> <p><b>第3号 競争入札参加者の資格に関する公示(交通局)</b><br/>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第</p> | <p>1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成21年度及び平成22年度において、東京都交通局が発注する工事の請負契約並びに設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合を除く。)に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法(以下「競争入札参加者の資格等」という。)について次のように定めた。</p> <p>平成20年10月1日</p> <p>東京都交通局長 金子正一郎</p> <p>競争入札参加者の資格等については、特定調達第1641号における第1号の公示第1から第11まで(経常建設共同企業体に関するものを除く。)を準用する。この場合において、同公示第1中「東京都」とあるのは「東京都交通局」と、同公示第5の3(2)ウ中「東京都と契約する営業所」とあるのは「東京都交通局と契約する営業所」と、同公示第7中「東京都が必要と認める場合」とあるのは「東京都交通局が必要と認める場合」と、同公示第8前文中「東京都」とあるのは「東京都交通局」と、同公示第8(5)中「東京都」とあるのは「東京都交通局」と、同公示第9(3)中「東京都」とあるのは「東京都交通局」と、同公示第10の1(6)中「東京都」とあるのは「東京都交通局」と、同公示別表3中「東京都」とあるのは「東京都交通局」と読み替える。</p> <p><b>第4号 競争入札参加者の資格に関する公示(交通局・組合)</b></p> | <p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成21年度及び平成22年度において、東京都交通局が発注する工事の請負契約並びに設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法(以下「競争入札参加組合の資格等」という。)について次のように定めた。</p> <p>平成20年10月1日</p> <p>東京都交通局長 金子正一郎</p> <p>競争入札参加組合の資格等については、特定調達第1641号における第2号の公示第1から第11までを準用する。この場合において、同公示中「特定調達第1641号における第1号の公示」とあるのは「特定調達第1641号における第3号の公示により準用される特定調達第1641号における第1号の公示」と、同公示第7中「東京都が必要と認める場合」とあるのは「東京都交通局が必要と認める場合」と、同公示第8中「東京都」とあるのは「東京都交通局」と読み替える。</p> <p><b>第5号 競争入札参加者の資格に関する公示(水道局)</b></p> <p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成21年度及び平成22年度において、東京都水道局が発注する工事の請負契約並びに設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負契約の一</p> |
|---|---|---|

般競争入札及び指名競争入札に参加する者(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合を除く。)に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法(以下「競争入札参加者の資格等」という。)について次のように定めた。

平成20年10月1日

東京都水道局長 東 岡 創 示

競争入札参加者の資格等については、特定調達第1641号における第1号の公示第1から第11まで(経常建設共同企業体に関するものを除く。)を準用する。この場合において、同公示第1中「東京都」とあるのは「東京都水道局」と、同公示第5の3(2)ウ中「東京都と契約する営業所等」とあるのは「東京都水道局と契約する営業所等」と、同公示第7中「東京都が必要と認める場合」とあるのは「東京都水道局が必要と認める場合」と、同公示第8前文中「東京都」とあるのは「東京都水道局」と、同公示第8(5)中「東京都」とあるのは「東京都水道局」と、同公示第9(3)中「東京都」とあるのは「東京都水道局」と、同公示第10の1(6)中「東京都」とあるのは「東京都水道局」と、同公示別表3中「東京都」とあるのは「東京都水道局」と読み替える。

**第6号 競争入札参加者の資格に関する公示(水道局・組合)**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成21年度及び平成22年度において、東京都水道局が発注する工事の請負契約並びに設計、測量及び地質調査の委託契約並びに

総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法(以下「競争入札参加組合の資格等」という。)について次のように定めた。

平成20年10月1日

東京都水道局長 東 岡 創 示

競争入札参加組合の資格等については、特定調達第1641号における第2号の公示第1から第11までを準用する。この場合において、同公示中「特定調達第1641号における第1号の公示」とあるのは「特定調達第1641号における第5号の公示により準用される特定調達第1641号における第1号の公示」と、同公示第7中「東京都が必要と認める場合」とあるのは「東京都水道局が必要と認める場合」と、同公示第8中「東京都」とあるのは「東京都水道局」と読み替える。

**第7号 競争入札参加者の資格に関する公示(下水道局)**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成21年度及び平成22年度において、東京都下水道局が発注する工事の請負契約並びに設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合を除く。)に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法(以下「競争入札参加者の資格等」という。)につい

て次のように定めた。

平成20年10月1日

東京都下水道局長 今 里 伸 一 郎

- 1 競争入札参加者の資格等については、特定調達第1641号における第1号の公示第1から第11まで(第2の2(2)を除く。)を準用する。この場合において、同公示第1中「東京都」とあるのは「東京都下水道局」と、同公示第5の3(2)ウ中「東京都と契約する営業所」とあるのは「東京都下水道局と契約する営業所」と、同公示第7中「東京都が必要と認める場合」とあるのは「東京都下水道局が必要と認める場合」と、同公示第8前文中「東京都」とあるのは「東京都下水道局」と、同公示第8(5)中「東京都」とあるのは「東京都下水道局」と、同公示第9(3)中「東京都」とあるのは「東京都下水道局」と、同公示第10の1(6)中「東京都」とあるのは「東京都下水道局」と、同公示別表3中「東京都」とあるのは「東京都下水道局」と読み替える。
- 2 経常建設共同企業体の建設工事等競争入札参加資格の申請条件については、次のとおりとする。
  - (1) 協定方式は甲型のみとする。
  - (2) 構成員は中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号の規定に該当するもの)であり、かつ当該経常建設共同企業体が申請を行う業種について平成21・22年度東京都建設工事等競争入札参加資格の申請を行った者でなければならない。
  - (3) 構成員は3者を上限とする。
  - (4) 出資割合については、2者で構成する場合はいずれか一方の構成員が30%を、3者で構成する場合はいず

れかの構成員が20%を下回ってはならない。

また、代表者の出資割合は、他の構成員のそれを下回らないこととする。

(5) ひとつの経常建設共同企業体の構成員となった者は、他の経常建設共同企業体の構成員となって申請を行うことはできない。

(6) 経常建設共同企業体として申請ができない業種

業種番号 業種名

11 建築設計

12 土木設計

13 設備設計

14 測量

15 地質調査

17 船舶

その他、業種番号が99で始まる業種

**第8号 競争入札参加者の資格に関する公示(下水道局・組合)**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成21年度及び平成22年度において、東京都下水道局が発注する工事の請負契約並びに設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法(以下「競争入札参加組合の資格等」という。)について次のように定めた。

平成20年10月1日

東京都下水道局長 今 里 伸 一 郎

競争入札参加組合の資格等については、特定調達第1641号における第2号の公示第1から第11までを準用する。この場合において、同公示中「特定調達第1641号における第1号の公示」とあるのは「特定調達第1641号における第7号の公示により準用される特定調達第1641号における第1号の公示」と、同公示第7中「東京都が必要と認める場合」とあるのは「東京都下水道局が必要と認める場合」と、同公示第8中「東京都」とあるのは「東京都下水道局」と読み替える。